

救護施設 岡野福社会館
短期入所事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、病院退院予定者等ですぐには自立生活ができない者を、短期間、保護施設へ入所させ、生活指導等を通じて社会復帰への援助を行うことを目的とする。

(実施施設及び定員)

第2条 実施施設及び定員は、次のとおりとする。

実施施設：救護施設 岡野福社会館 西区岡野 2-15-6
定 員：3人

(期間)

第3条 短期入所の期間は原則として3か月以内とする。

(対象者)

第4条 短期入所の対象者は、病院退院予定者等ですぐには居所を確保できず、直ちに社会生活に適応できない者で、次のすべてに該当する者。

- (1) 生活保護法による要保護者又は被保護者
- (2) 身体上若しくは精神上の理由で介護又は指導を必要とする者
- (3) 伝染性疾患がない者
- (4) 原則として3か月以内に社会復帰が見込まれる者

(決定)

第5条 短期入所の決定は、施設長と協議の上、福祉保健センター長が行う。

2 福祉保健センター長が短期入所を決定した場合には、施設長に対して短期入所依頼書（第1号様式）により依頼を行う。

3 施設長は、対象者を入所させた場合は、福祉保健センター長へ短期入所通知書（第2号様式）を送付する。

(短期入所依頼時添付書類)

第6条 福祉保健センター長は、短期入所依頼書に次の書類を添付する。

- (1) 入所連絡書
- (2) 病歴概要書
- (3) 健康診断書

(決定の解除)

第7条 短期入所の対象者が次の各号の一に該当するときは、福祉保健センター長は短期入所の決定の解除を行う。

- (1) 期間が満了したとき
- (2) 居所が確保できたとき
- (3) 他の社会福祉施設等に入所したとき
- (4) 入院を要するとき
- (5) その他短期入所を必要としなくなったとき

(期間の延長)

第8条 福祉保健センター長は、やむを得ない理由により短期入所の期間を延長する場合には、当該対象者の期間満了以前に、施設長と協議の上、1か月以内に限り期間を延長することができる。

- 2 福祉保健センター長は期間を延長する場合には、短期入所期間延長依頼書（第3号様式）を施設長へ送付する。
- 3 施設長は、入所期間を延長した場合は、福祉保健センター長へ短期入所期間延長通知書（第4号様式）を送付する。

(生活指導等)

第9条 施設長は、短期入所の対象者に対して食事・入浴・清掃等を通しての基礎的な生活訓練及び集団生活による社会適応訓練等を行い、社会復帰にむけての指導を行う。

(居所確保の援助)

第10条 福祉保健センター長は、対象者の居所を確保するために、退所後の居所確保の援助・指導を行う。また、施設長はこれに協力する。

(報告)

第11条 施設長は、事業の実績を月毎に取りまとめ、翌月10日までに短期入所実績報告書（第5号様式）により健康福祉局長あてに報告を行う。

附 則

この要綱は、平成8年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。